

兵庫県職員（任期付職員）の募集について
～ デジタル人材（ジョブ型）を採用します! ～

1 募集する職、人数、勤務地及び任用期間

職	人数	勤務地	任用期間
デジタル専門官 (市町 DX 支援担当) ※班長級、一般任期付職員	1 名	神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号 兵庫県庁本庁舎 ※在宅勤務可能	令和 8 年 9 月 1 日から 令和 11 年 3 月 31 日まで ※実績を評価のうえ、令和 13 年 3 月 31 日まで 任期更新の場合あり。 ※採用日は応相談

2 職務内容

- ・市町 DX 推進状況調査
- ・市町 DX 支援全県方針の策定
- ・市町 DX 支援実施計画(対象市町)の策定
- ・担当市町の DX 実務の支援
- ・県・市町連携による広域的な DX 事業の推進
- ・DX 推進リゾソ(市町相談窓口対応)

3 受験資格

大卒以上

<必須の応募資格>

- (1) 情報通信技術に関する専門知識を有すること
- (2) 民間企業または行政のデジタル関連プロジェクトにおいて、プロジェクトマネージャまたはプロジェクトリーダーの立場でプロジェクトを遂行した業務実績があること。
(例：社内業務改革プロジェクトにおいて、プロジェクトリーダーとして5名のメンバーを指揮監督)

<求める人材>

- ◎ 高い意欲を持ち、主体的にデジタル関連事業を推進できる
- ◎ 柔軟な発想で企画を出すことが得意
- ◎ 関係者との円滑なコミュニケーションが得意

<活かせる資格・スキル>

- ◎ 情報処理技術者試験（高度試験）合格
- ◎ 技術士（情報工学部門）
- ◎ PMP (Project Management Professional) 等

※次のいずれかに該当する人は受験できません。

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 選考方法、時期、場所等

区分		時期（予定）	内容
第1次選考	書類審査	6月中旬	提出書類に基づき、経歴・業績・適正等を審査
第2次選考	面接試験 (Web面接)	6月下旬 ※日程調整のうえ決定する日時	行政及び社会全体のデジタル化推進に関する課題認識や、職務内容に対する自身の能力・経験を踏まえた貢献策等についてプレゼンテーションを行っていただき、その内容等により審査
第3次選考 (最終)	面接試験 (神戸市内)	7月上旬 ※別途連絡する日時	質疑を通じて専門的な知識や経験、意欲、コミュニケーション能力、当該業務に対する適正等を審査

※第1次選考、第2次選考の合格者には、それぞれ次の選考の日時等を適宜連絡します。

※状況により第2次選考を対面式で行い、第3次選考も同日に実施することがあります。

※第3次選考の結果（内定）は、試験実施後1週間以内に連絡予定です。

※合格者の決定に際して補欠者を決定し、合格者の辞退等により欠員が生じたときは補欠者の中から採用者を決定します。

5 受験の申し込み方法、受付期間等

区分	内容
申込方法	下記の必要書類等をオンラインにて提出
必要書類等	(1) 応募者全員 求人記事掲載事業者サイトの所定の応募フォームに必要事項を記入 (2) 第2次選考受験者のみ ① 履歴書用写真(6か月以内に撮影したもの) ② 資格証・合格証の写し(3に記載する資格を保有している場合) ※いずれも JPEG または PDF ファイル形式
提出先(必要書類等(1))	今後記載 ※必要書類等(2)の提出先は別途案内
提出期限(同上)	令和8年6月7日(日)24:00
問合せ先	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県企画部総務課総務班 電話 : 078-362-4375 電子メール : kikakubu_soumu@pref.hyogo.lg.jp (件名に「デジタル専門官募集案内」と明記)

6 給与

月給 33万2,600円～41万0000円 ※給与改定によって変動する場合あり

※「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」に基づき、職務経験や職務内容等を勘案して決定

※上記の他、地域手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当、扶養手当、退職手当等あり

7 勤務条件

区分	内容
勤務日数	週5日
勤務時間	7時間45分/日 (原則8時45分～17時30分(休憩12時～13時)、その他の勤務時間帯あり)
休日・休暇	土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日) 年次有給休暇:1年(暦年)につき20日(採用年は採用時期により調整あり) その他特別休暇等あり
その他	<ul style="list-style-type: none">・身分は一般職の地方公務員(常勤・任期付)となり、地方公務員法の適用を受け、地方公務員としての守秘義務、職務専念義務等あり・任期中は、地方公務員法第38条に基づき営利企業等への従事制限あり・在宅勤務制度やフレックスタイム制の利用が可能

8 その他

組織改編等により、配属先や業務内容に変更が生じる場合があります。